

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 31 年 4 月 2 日

長南町長 平野 貞夫



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

長南町全体

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 31 年 3 月 29 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人	7 経営体
個人	29 経営体
集落営農（任意組織）	組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分にいるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 将来の農地利用のあり方

- ・町では、出し手農家の安心と受け手農家への負担軽減支援を図り、「全農家参加型農業」を基本とした営農組織づくり、耕作放棄地及び後継者問題の解消を図り、農地の保全や環境の維持を推進する。
- ・地域担い手に貸し付けることで農用地の荒廃を未然に防ぎ、農地賃借率の向上推進と耕作放棄地の解消を踏まえた農地の活用を図る。

6. 農地中間管理機構の活用方針

- ・農地の出し手は、原則として農地中間管理機構を活用し、農地の流動化を図る。
- ・受け手農家については、地域の担い手相互間で分散されている農地を集約化できるように推進する。